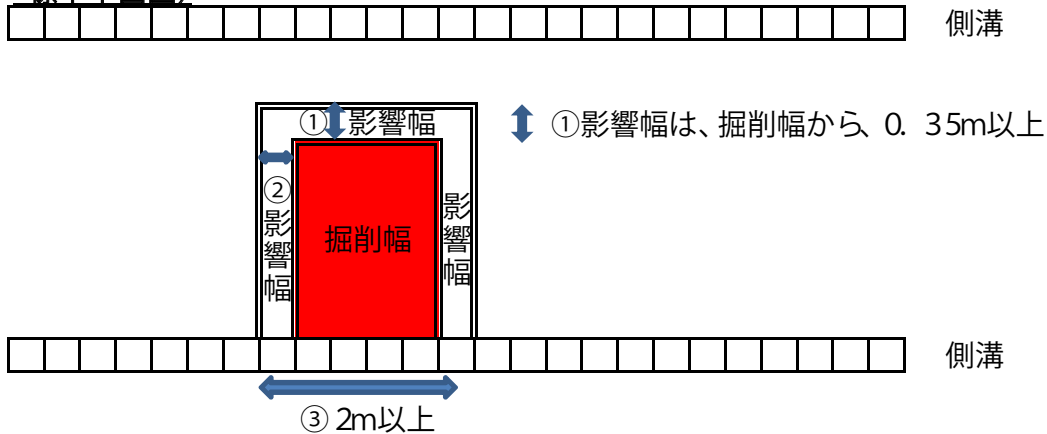


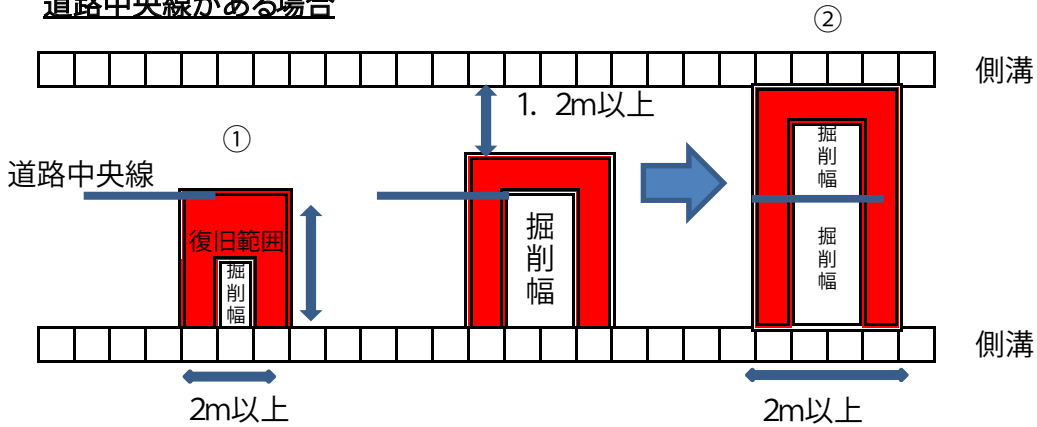
※道路管理上必要がある場合は、この例によらず全幅復旧を指示することがあります。
占用復旧事例 原則、影響幅は、0.35m以上とする。 (全路線共通)
 ただし、道路横断で掘削する場合は、片側0.5m以上とし、掘削幅と併せて、最低2m以上とすること。

標準平面図



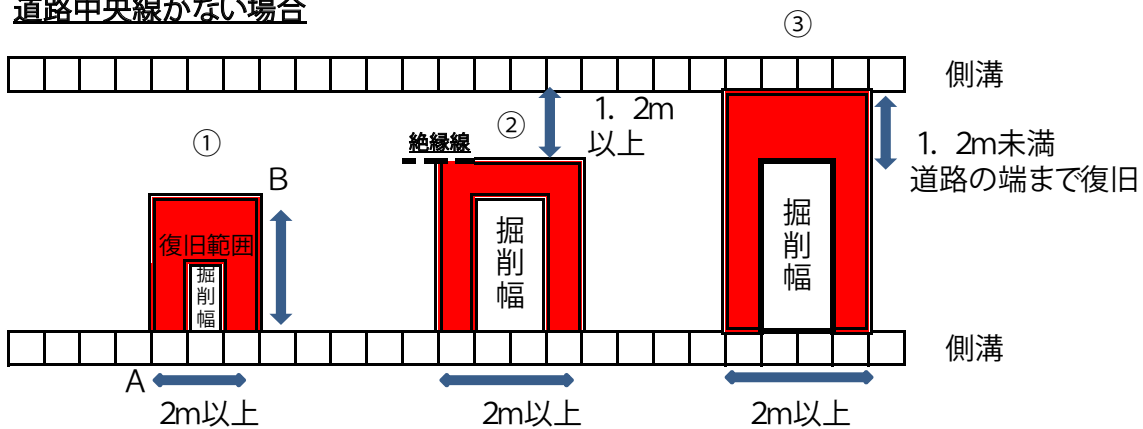
- ②横断影響幅は、片側0.5m以上
- ③道路横断で掘削の場合は、掘削幅と併せて、最低2m以上となるようにすること。

道路中央線がある場合



- ① 2mの幅で道路中央線まで復旧
- ②道路の端まで1.2m未満の場合、反対車線の半分を超えた場合は、全幅で復旧

道路中央線がない場合



- ① A ← 2m以上の幅で復旧
 B ↑ 掘削幅 + 0.35m以上
- ② 道路の切れ目絶縁線まで ※道路の端まで 1.2m以上ある場合
- ③道路の端まで1.2m未満の場合、全幅で復旧